

令和 8 年 9 月 1 8 日

法務局地図作成事業の実施について

鹿児島地方法務局では、令和 8 年度及び同 9 年度の事業として「鹿児島市稲荷町、清水町、鼓川町及び池之上町の各一部の区域」において、土地の正しい境界の位置を明らかにした、精度の高い現地復元性のある地図を登記所に備え付ける法務局地図作成事業（以下「本事業」といいます。）を実施いたします。

なお、本事業の概要等は[こちら](#)です。

また、本事業の実施に当たり、令和 9 年 4 月から、本事業実施区域内又はその周辺区域に地図作成現地事務所を開設する予定としておりますので、開設場所等、詳細が決定次第、当ホームページにおいてご案内いたします。

おって、本事業に関するご質問又はご不明な点等ございましたら、以下に記載したお問合せ先の担当者までお問い合わせください。

<お問合せ先>

〒 8 9 2 - 8 5 1 1

鹿児島市山下町 1 3 番 1 0 号第三地方合同庁舎 2 階

鹿児島地方法務局 不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話：0 9 9 - 2 1 9 - 2 1 3 3

（午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く））

担当 坂本（さかもと）